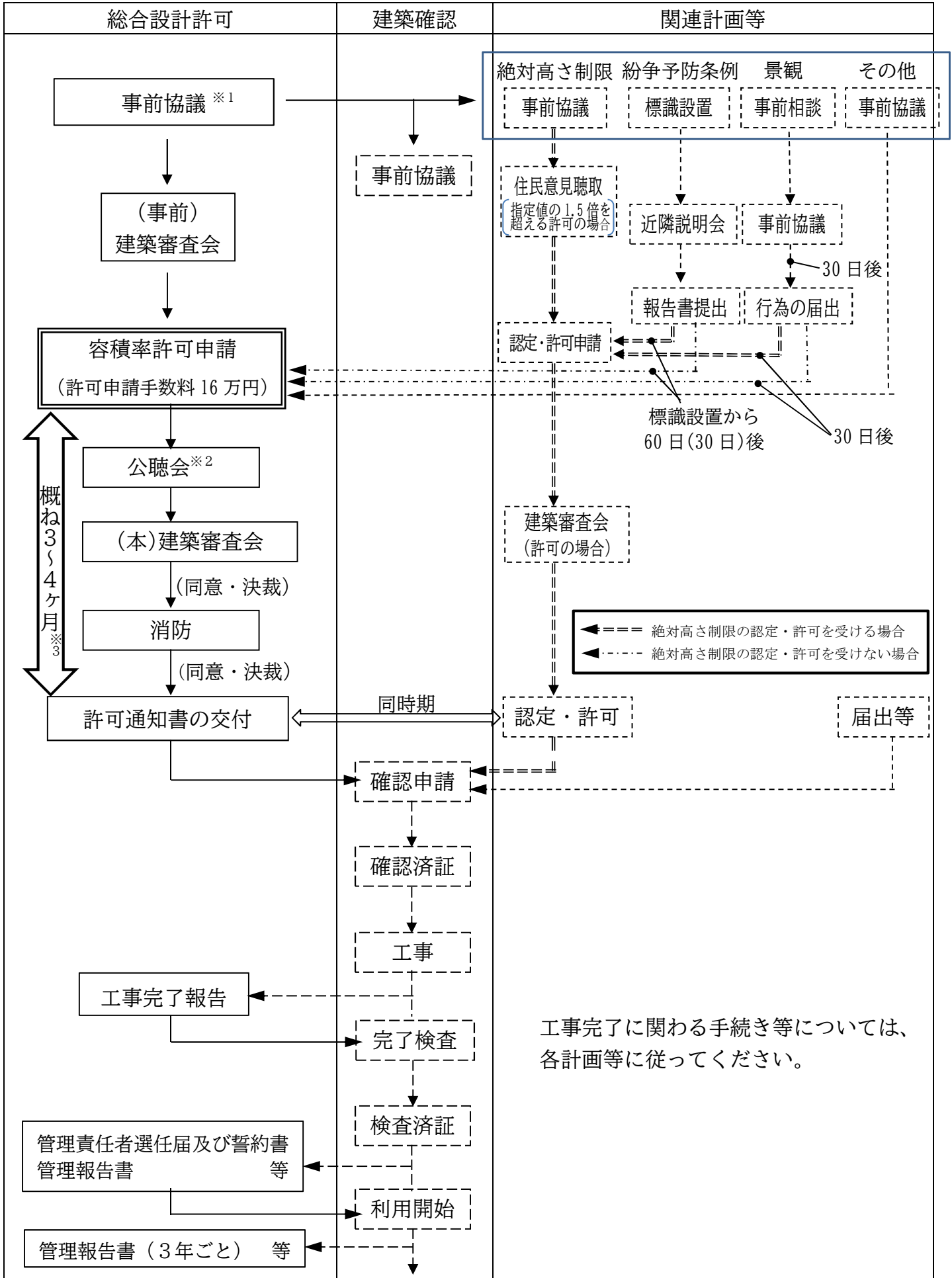


# 港区住宅型総合設計（延べ面積1万㎡以下）の許可手続きフロー



※1 総合設計許可の事前協議にあっては、開発指導課開発調整係にご相談ください。

※2 公聴会は、事務取扱要領等により対象規模や詳細な手続きを定めております。

※3 許可手続き期間は、公聴会の有無や建築審査会の開催日により異なります。